



教 義 指 第 8 2 4 号  
平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日

各市町村教育委員会教育長 }  
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長  
(公 印 省 略)

社会的養護を受ける児童生徒への配慮について（通知）

日頃から本県の学校教育に対して、御理解・御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、現在、学校には様々な配慮を要する児童生徒が在籍しており、個に応じた教育活動を行っていただいています。そのような中で、生い立ちに関わる授業や名前の記載において、里親や児童養護施設等、社会的養護を受ける児童生徒への配慮が足りず、辛い思いをする事例が県内で生じています。

そこで、一人一人の児童生徒を大切にしたい取組が推進できるよう、別添のリーフレット「里親や児童養護施設等、社会的養護を受ける児童生徒への配慮」を作成しました。

については、このリーフレットを校内研修などで活用していただき、社会的養護を受ける児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう十分な配慮をお願いします。

担 当：埼玉県教育局市町村支援部  
義務教育指導課 福沢・安元  
電 話：048-830-6778  
F A X：048-830-4962  
メー ル：fukuzawa.hitoe@pref.saitama.lg.jp（福沢）